

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び尾道市のハザードマップによると、当商工会の御調地域（御調川周辺）に立地する市街地において、広い範囲で浸水が予想されており、最大 10m以上の浸水が想定されている区域も存在する。

■洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/mapShinsui.aspx>

■尾道市洪水ハザードマップ

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/site/bosai/3238.html>

(土砂災害：ハザードマップ)

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び尾道市の土砂災害ハザードマップによると、当商工会地域一帯は、山間部・島嶼部ともに、土地が急峻で平地が少ない地形であるため、土石流・急傾斜による土砂災害警戒区域等が海岸線まで広く存在しており、そこに農林水産、各種商工業の多くが集積している。

■土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>

■尾道市土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/site/bosai/3238.html>

■土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所の状況

(平成 29 年 4 月／広島県砂防課調べ)

	土石流危険渓流 数	急傾斜地崩壊危 険箇所数	地すべり危険箇 所数	土砂災害危険箇 所数 合計
旧御調町区域	133 箇所	311 箇所	3 箇所	447 箇所
旧向島町区域	33 箇所	145 箇所	-	178 箇所
旧瀬戸田町区域	61 箇所	181 箇所	-	242 箇所

【参考】土砂災害警戒区域等の指定について（2020 年 6 月 11 日時点）

尾道市 全域	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
	警戒区域	内、特別警 戒区域	警戒区域	内、特別警 戒区域	警戒区域	内、特別警 戒区域		
	941	877	2,011	1,971	6	0	2,958 2,848	

(地震：地震調査研究推進本部、広島県地震被害想定調査報告書)

文部科学省 地震調査研究推進本部及び広島県によると、南海トラフ地震においては最大震度 6 強の地震が 30 年以内に 70～80% の確率で発生すると予想されている。また、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震においては、震度 5 弱以上の地震が 30 年以内に 40% 程度の確率で発生すると予想もされている。

■広島県地震被害想定調査報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/1181640340970.html>

■南海トラフで発生する地震

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/

■尾道市における地震による人的・物的被害は、広島県地震被害想定調査では、下記の想定をされている。(被害が大きい南海トラフ巨大地震及び、どこでも起こりうる尾道市直下の地震について示した。)

想定地震	建物被害(棟)			人的被害(人)			ライフライン被害		
	全壊 棟数	半壊 棟数	消失 棟数	死者	負傷者	要救助 者	断水 人口	下水道 支障	停電 軒数
南海トラフ巨大地震	10,881	26,349	27	1,740	4,069	1,822	133,067	4,733	6,351
尾道市直下地震	24,293	46,261	582	1,426	12,150	-	247,108	118,894	20,767

※上記、尾道市直下地震には三原市・福山市ほかの数値も含む

(津波：ハザードマップ)

広島県の公表している「高潮・津波災害ポータルひろしま」及び尾道市のハザードマップによると、南海トラフ地震による津波が1.4mと予想。最悪で、最高津波水位3.5mの津波も予想されており、農林水産・各種商工業への甚大な被害が予想される。

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■尾道市津波ハザードマップ

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/site/bosai/3238.html>

(高潮：ハザードマップ)

広島県の公表している「高潮・津波災害ポータルひろしま」及び尾道市のハザードマップによると、高潮により各地域沿岸部で浸水が予想されており、向島町地域及び瀬戸田地域では、5.0mを超える浸水が予想されている地域もある。沿岸部には住宅・商工業者が多くあり、台風時等において広範囲で甚大な被害が予想される。

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■尾道市 高潮ハザードマップ

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/site/bosai/3238.html>

(その他)

平成30年7月の西日本豪雨災害において、当商工会地域一帯においても、多数の被害が発生し、農林水産・各種商工業への甚大な被害があった。また、御調支所管内においては、御調川が氾濫し、市街地での浸水が見られた。さらに、尾道管内にも大きな被害があった。加えて、上下水道にも大きな被害があり、復旧までに1~2ヶ月を要したという状況であった。

また令和2年3月頃、世界中で広まり終息がまだ見えない新型コロナウイルス感染症を中心に各種ウイルス対応にも注意策を講じる必要がでてきており、尾道市と連携して対策を支援していきたい。

(2) 商工業者の状況

①経済センサスからの事業所数

【表1／尾道しまなみ商工会地域の商工業者数等】

	平成26年度	平成31年4月	対比	増減
商工業者数	1,378	1,592	115.5%	+214
小規模事業者数	1,208	1,303	107.8%	+95
会員数	990	970	97.9%	-20

尾道しまなみ商工会管内（表1）のように、商工業者数は平成26年から平成31年にかけて214件増加している。また小規模事業者数の比較では、95件増加している。しかし商工会員数は依然として減少傾向にあり、歯止めがかからない状態である。

②当会の会員数における業種別の商工業者

（表2）のとおり、建設業（17.4%）、製造業（23.5%）、卸売業（2.2%）、小売業（19.1%）、飲食業（7.8%）、宿泊業（1.6%）、サービス業（19.1%）、その他（9.3%）となっている。

やはり、基幹産業の造船等、製造業がトップで、その後に小売業、サービス業と続く。

【表2／尾道しまなみ商工会会員ベースの商工業者等の業種別割合（平成31年4月現在）】

商工会管内	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	サービス業	その他	合計
会員数	169	228	22	185	76	16	185	89	970

※会員数970には、定款31特別会員76を含む。実尾道しまなみ商工会会員数は863である。

当地域においては、御調川の河川氾濫がもたらした市街地での浸水が大きく、15件余りでグループ補助金の申請を行い、自然災害の恐ろしさを身をもって経験し、今後の教訓となっている。

（3）これまでの取り組み

1) 尾道市の取り組み

①地域防災計画の策定

- ・令和2年（2020）年9月に修正、尾道市防災会議により、平成30年7月豪雨災害の教訓を生かした改定を実施。

②防災訓練の実施

- ・防災予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定し実施。

③情報伝達

- ・T V放送（ちゅうおんのみちを含む）、ラジオ放送（エフエムおのみちを含む）、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、防災速報メール（登録制）、尾道市公式LINE（登録制）、尾道市役所災害情報発信ツイッター、広報車や消防団による広報等の利用により、速やかに尾道市民に周知を行っている。

④災害協定の締結

- ・県内外の行政組織と協定を締結し、災害時の応急復旧に対応するとしている。また、専門的な知識、施設、設備を有する民間事業者との協定締結により、官民一体で災害に対応できる体制を構築している。

⑤防災組織の整備及び自主防災組織の育成、指導

- ・災害時における被害の防止または軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民または施設の関係者らによる自主的な防災組織の組織化を支援した。

⑥防災リーダーの育成

- ・自主防災活動に係る人材を確保するため、尾道市民の防災士資格取得を支援するなど、防災リーダーの育成を図った。

⑦防災備品の備蓄

- ・食料、毛布などの物資を、市内各地域の指定避難場所等に分散備蓄を行った。

⑧被災者の生活再建の支援

- ・被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、遅延なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者へ罹災証明書の交付を行った。

⑨令和2年度 尾道市国土強靭化地域計画の策定予定

- ・尾道市国土強靭化地域計画とは、大規模自然災害から市民の生命、身体及び財産の保護並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化に必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国及び広島県の施策との連携を図るとともに、市民、事業者等との連携により、強靭な地域づくりを推進するための指針である。

2) 当会の取り組み

①平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧のための補助事業取り組み

項目	内 容	必要経費等
小規模事業者被災地型持続化 補助金	平成 30 年度 30 者 平成 31 年度 6 者	上限 2,000 千円 (国) 上限 250 千円 (県) (補助率 3/4)
広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画 ※尾道しまなみ商工会復興グループ (御調川河川氾濫)	中小企業等グループの参加企業・団体数 14 者 中小企業者 11 者 中小企業者以外 3 者 ※5 者が辞退した	事業に要する経費 30,670 千円 補助金申請額 22,930 千円 (補助率 3/4)

②広島県、尾道市が開催する B C P セミナー等への参加協力

③広島県共済と連携した火災共済等の加入促進

II. 課題

平成 30 年 7 月豪雨災害では、当会管内で約 64 者が被災したため、各種被災地型支援に取り組んだが、緊急時の取り組みにおいて、商工会職員のマンパワーの不足から、尾道市をはじめとする各種団体等と連携して支援業務にあたった。この際に、協力体制の重要性について明文化したマニュアル等が整備できておらず、情報伝達がスムーズにいかなかつた面が散見された。よって、尾道しまなみ商工会事業継続計画（当会 B C P マニュアル）の策定、緊急時に事業者の被害状況を把握する方法及び支援の連携体制の構築が喫緊の課題である。

III. 目標

- ①地域内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②巡回や窓口指導時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ③発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と尾道市との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ④発災後、速やかに復興支援策が行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ⑤事業所 B C P （事業継続力強化計画）の作成の支援を行う。

下記の目標件数の通り支援し、5 年後に会員の約 10% (100 者) 程度の事業者に事業継続力強化計画を作成するように、以下の目標を掲げる。

【成果目標】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支援対象事業者数	40 者				
うち事業継続力強化 計画作成事業者数	20 者				

※その他 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間					
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）					
(2) 事業継続力強化支援事業の内容					
・尾道市と当会の役割分担、体制を整備し、さらに連携し、以下の事業を実施する。					
1) 事前の対策					
・当会では、平成30年7月の災害以降、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続の支援を行う。 ・令和2年に作成した「尾道しまなみ商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。					
①小規模事業者に対する災害リスクの周知					
・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災害補償等の損害保険・共済加入等）について説明をする。 ・商工会報や尾道市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業所BCPに積極的に取り組む管内小規模事業者の紹介等を行う。 ・管内小規模事業者に対し、事業所BCPの策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 ・事業継続の取り組みに関する専門家を招聘し、管内小規模事業者に対する啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。					
②尾道しまなみ商工会事業継続計画（BCPマニュアル）の作成					
・当会は、自身の事業継続計画（BCPマニュアル）を作成し、商工会自身が被災した時も、即時に地域小規模事業者の支援が行えるように備える。 ・内容は、別添「尾道しまなみ商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」のとおり参照					
③関係団体等との連携					
・広島県共済協同組合と全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外にも対象とした啓発セミナーや各種保険の紹介等を関係方面と連携し、開催する。 ・関係機関へ啓発ポスター掲示依頼や、セミナー等の共催も依頼する。					
④フォローアップ					
・第1期計画においては、平成30年7月の豪雨災害時に指導させていただいた事業所を中心に行い、輪を広げていく形式をとり、事業所BCP計画（事業継続力強化計画）の策定等取り組み状況の確認、さらには継続支援を行う。					
【目標数値】					
事業継続力強化計画作成事業者数	令和3年度 10者以上	令和4年度 10者以上	令和5年度 10者以上	令和6年度 10者以上	令和7年度 10者以上
フォローアップ回数	40回以上	40回以上	40回以上	40回以上	40回以上
※フォローアップ回数は、事業所BCP計画作成支援（事業継続力強化計画作成事業者）数×4回					

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、尾道市との連携ルートの確認等を行う。(訓練は「尾道しまなみ商工会事業継続計画（当会BCPマニュアル）」に沿って実施する。)

2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第1であることは言うまでもありません。次に、安否確認（安否報告）を速やかに行い、そのうえ商工会資産を保護し、支援体制の早期構築を図る。さらに当会BCPマニュアルをもとに、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡をする。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・当会事業継続計画（BCPマニュアル）に記載のとおり、LINES等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を尾道市と当会とで共有する。

②応急対策の方針決定

- ・尾道市と当会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。なお、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、10日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は、非常時連絡網で、LINES、電話、メール等で情報伝達を行っていく。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地域内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。・地域内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地域内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地域内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

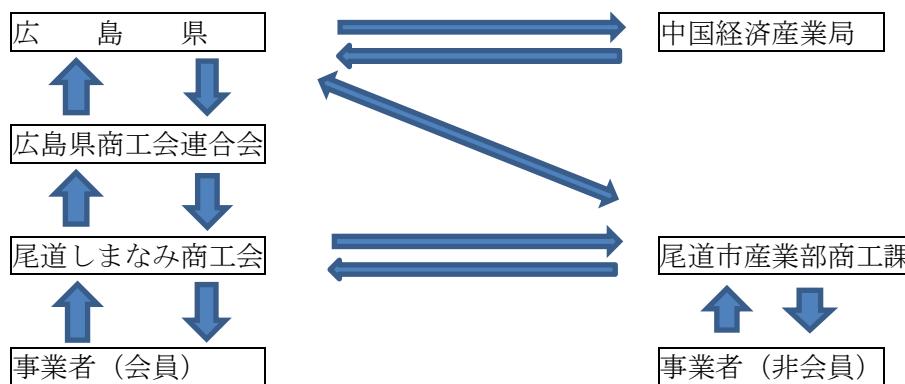
※なお、連絡が取れない地区について、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、尾道市と当会は以下の間隔で被害情報を共有する。
- ・被害に応じて変更がある可能性がある場合は、その都度対応を変更する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・2次被害を防止するため、被災地区での活動を行うことについて決める。
- ・尾道市は当会と被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・尾道市と当会が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する。（メールまたはFAX）
- ・当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、尾道市産業部商工課担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・下記の図で、情報共有または報告を行う。



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、尾道市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談室窓口を設置する。）
- ・安全性が確保された場所においては、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施設（国や広島県、尾道市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・尾道市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や尾道市、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	(令和5年6月現在)
<p>(1) 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）</p>	
尾道しまなみ商工会 事務局長	尾道市 産業部商工課長
尾道しまなみ商工会 法定経営指導員	尾道市 産業部商工課
本所 御調支所 瀬戸田支所	尾道市 総務部総務課
<p>（2）商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p>	
<p>①当該経営指導員の氏名、連絡先 代表経営指導員 土佐 聰（尾道しまなみ商工会 本 所 TEL0848-44-3005）</p>	
<p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。 ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行を行う ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを行う 尾道市とのワーキング会議を開催し、情報共有する（1年に2回）</p>	
<p>（3）商工会 関係市町連絡先</p>	
<p>①商工会 尾道しまなみ商工会（本所） 〒722-0073 尾道市向島町 16054 番地 4 TEL0848-44-3005/FAX0848-44-1925 尾道しまなみ商工会（御調支所） 〒722-0342 尾道市御調町大田 71 番地 1 TEL0848-76-0282/FAX0848-76-2118 尾道しまなみ商工会（瀬戸田支所） 〒722-2411 尾道市瀬戸田町瀬戸田 311-1 TEL0845-27-2008/FAX0845-27-3518</p>	
<p>②関係市町 尾道市役所（産業部商工課） 〒722-8501 尾道市久保一丁目 15-1 TEL0848-38-9182/FAX0848-38-9293</p>	
<p>※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。</p>	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	950	950	950	950	950
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・委員会運営費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	300	300	300	300	300
・パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100
・チラシ配布郵送費	100	100	100	100	100
・備蓄等消耗品費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
1. 広島県「小規模事業経営支援事業費補助金」
2. 尾道市「小規模事業者等に対する指導事業に対する補助金」
3. 会費収入
4. 特別賦課金、受託料
5. 国補助金収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし